

令和6年10月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

香川県広域水道企業団議会



令和6年10月

# 香川県広域水道企業団議会定例会会議録

---

●香川県広域水道企業団告示第7号

令和6年10月28日午後2時30分香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和6年10月21日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

---

令和6年10月28日（月曜日） 午後2時30分開会

---

出席議員 25名

大山 一郎 君	橋本 浩之 君
鏡原 慎一郎 君	米田 晴彦 君
氏家 孝志 君	十河 直 君
北谷 悌邦 君	杉本 勝利 君
大西 智 君	春田 敬司 君
内田 俊英 君	東原 章 君
竹森 千津 君	大矢 一夫 君
松原 壯典 君	渡邊 堅次 君
丸戸 研二 君	福本 耕太 君
安井 信之 君	富田 修司 君
井上 弘治 君	河野 雅廣 君
渡辺 信枝 君	兼若 幸一 君
鈴木 崇容 君	

欠席議員 2名

松本 公継 君	山本 直久 君
---------	---------

---

地方自治法第292条において準用する同法第121条第1項による出席者

企 業 長	池田 豊人 君	企 画 調 整 課 長	木内 浩之 君
副 企 業 長	大西 秀人 君	財 務 課 長	石原 芳浩 君
副 企 業 長	谷川 俊博 君	財 産 契 約 課 長	香川 泰弘 君
副 企 業 長	高木 孝征 君	計 画 課 長	渡邊香一郎 君
代表監査委員	石垣 佳邦 君	危機・技術管理室長	多田 康宏 君
事 務 局 長	植松 和弘 君	浄 水 課 長	穴吹 泰輔 君
事 務 局 次 長	天雲 勝久 君	工 務 課 長	中村 政幸 君
		水 質 管 理 課 長	塩田 博文 君

---

## 議 事 日 程

令和6年10月28日（月）午後2時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期決定の件
  - 第 3 議席の指定
  - 第 4 副議長選挙の件
  - 第 5 議案第1号 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案
  - 第 6 議案第2号 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案
  - 第 7 議案第3号 香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第 8 議案第4号 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について
  - 第 9 議案第5号 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
  - 第 10 議案第1号から議案第5号までにに関する質疑
  - 第 11 企業団の一般事務に関する質問
- 

令和6年10月28日（月曜日）午後2時30分各議員着席

**○議長（大山一郎君）** 御起立願います。

御一礼願います。

（互礼）

**○議長（大山一郎君）** 御着席ください。

開会に先立ちまして、企業長から、今期議会招集の御挨拶があります。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

**○企業長（池田豊人君）** 皆様方には、令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

厚く御礼を申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）**ただいまから、令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、御配付のとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

一、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条及び地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議案5件を受理いたしました。

一、企業長から、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づく決算関係書類を受理いたしました。

一、企業長から、地方公営企業法第26条の規定に基づく繰越計算書を受理いたしました。

一、企業長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく報告書を受理いたしました。

一、企業長から、香川県広域水道企業団債権管理条例第14条の規定に基づく債権放棄報告書を受理いたしました。

一、監査委員から、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2の規定に基づく報告7件を受理いたしました。

**○議長（大山一郎君）**以上で、諸般の報告を終わります。

---

**○議長（大山一郎君）**日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名をいたします。

大西智君、渡邊堅次君、渡辺信枝さんの3名を指名いたします。

---

**○議長（大山一郎君）**次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定をいたしました。

---

○議長（大山一郎君）次に、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定をいたします。

鏡原慎一郎	北谷 悌邦	山本 直久	大矢 一夫	福本 耕太	河野 雅廣
米田 晴彦	杉本 勝利	内田 俊英	松原 壯典	安井 信之	渡辺 信枝
松本 公継	橋本 浩之	東原 章	渡邊 堅次	富田 修司	兼若 幸一
氏家 孝志	大西 智	竹森 千津	丸戸 研二	井上 弘治	鈴木 崇容
大山 一郎	春田 敬司				
十河 直					

---

○議長（大山一郎君）次に、日程第4、副議長選挙の件を議題といたします。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大山一郎君）ただいまの出席議員は25名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配布）

○議長（大山一郎君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○議長（大山一郎君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大山一郎君）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号の順に投票願います。

(投票)

**○議長(大山一郎君)** 投票漏れはありませんか。

(なし)

**○議長(大山一郎君)** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

**○議長(大山一郎君)** 立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、米田晴彦君、丸戸研二君、富田修司君の3名を指名いたします。

立会人は直ちに演壇のところへお集まりください。

(立会人参集)

**○議長(大山一郎君)** 開票をいたします。

(開票)

**○議長(大山一郎君)** 選挙の結果を報告いたします。

出席議員25名、投票総数25票、有効投票20票、無効投票5。

有効投票中、橋本浩之君18票、十河直君1票、北谷悌邦君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、橋本浩之君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

**○議長(大山一郎君)** ただいま副議長に当選されました橋本浩之君が議場におられますので、本職から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました橋本浩之君の御挨拶があります。

橋本浩之君。

(橋本浩之君登壇)

**○橋本浩之君** ただいま議員の皆様の御推挙により、香川県広域水道企業団議会副議長に選



出されました橋本浩之でございます。

大変光栄に存じますとともに、責任の重大さに改めて身が引き締まる思いであります。

大山議長の補佐役として、円滑な議会運営が行われますよう、誠心誠意努めてまいる所存であります。

議員の皆様方におかれましては、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手、降壇)

---

**○議長（大山一郎君）**次に、日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5号までを一括議題といたします。

企業長の提案理由等の説明を求めます。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

**○企業長（池田豊人君）**ただいま上程されました議案の御説明に先立ちまして、私から2点について、御報告をいたします。

1点目は、水道施設の耐震化についてでございます。

今年1月に発生した能登半島地震では、長期にわたる断水が市民の日常生活や地域の事業活動の再開に向けた大きな妨げになるなど、水道の必要性や重要性が再認識されたところであり、水道の耐震化が国政上の重点課題と位置付けられるとともに、今年度から水道事業を所管することとなった国土交通省からも、水道事業の耐震化対策にこれまで以上に取り組むとの方針が示されるなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

企業団では、今年度、令和9年度までの施設整備計画の見直しを行っておりますが、こうした状況を踏まえまして、これまでの内部留保資金と企業債残高を重視した形の見直しから、構成団体の理解と協力のもと、必要な財源を確保した上で、事業を実施していく形への見直しに転換し、基幹管路の耐震化をできるだけ進める方向での計画としたいと考えております。

なお、具体的な進め方につきましては、企業団を構成する県・市町の首長で組織される運営協議会などで、議論を行っているところでございます。

来年2月に予定しております企業団議会において、令和7年度当初予算とあわせて御説明をさせていただきたいと考えております。

2点目は、水道水源における暫定目標値を上回るPFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）の検出についてでございます。

今年7月、観音寺市内浄水場の常用水源の一つにおきまして、国が定める暫定目標値、1リットル当たり50ナノグラムを上回るPFOS、PFOAが検出されました。

当該水源につきましては直ちに取水停止といたしまして、以降、香川用水からの給水に切り替えておりますが、定期的に行っている水質検査では、暫定目標値を上回る検出もされており、引き続き、監視を継続していくこととしております。

水質検査の結果につきましては、随時、企業団のホームページで公表しており、今後とも、県や観音寺市と連携を図りながら、適切に対応してまいります。

なお、企業団では、当該水源周辺の使用履歴について可能な範囲で調査いたしましたが、検出につながる要因は認められず、現時点では、原因の究明は困難であると考えております。

さて、今議会に提案いたしました議案は、予算外議案5議案でございます。

第1号議案から第3号議案までは、条例の一部改正議案でございます。旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金について、金額の見直しを行う「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」などがございます。

また、第4号議案は、水道事業会計につきまして、第5号議案は、工業用水道事業会計について、それぞれ令和5年度の決算の認定などを求めるものでございます。

このほか、法令に基づく報告として、令和5年度予算の繰越し、資金不足比率及び債権の放棄について御報告するとともに、現在、企業団で取り組んでおります水道料金統一に向けた取り組みについて御報告させていただきます。

議案などの内容につきましては、後ほど、高木副企業長より御説明いたしますので、議員の皆様方には、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

（降壇）

**○議長（大山一郎君）** 高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

**○副企業長（高木孝征君）** 今定例会に提案いたしました議案及び水道料金統一化の取り組みについて、御説明を申し上げます。

まず、今定例会に提案いたしました議案は、予算外議案5議案でございます。

お手元配布の「議案の概要」により御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

まず、第1号議案「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」でございます。

水道事業の経営の健全化を図り、安全で安心して使用することができる水道水を安定的に供給することを目的として、「旧東かがわ市水道事業の給水区域」における料金について、金額の見直しを行うため、所要の改正を行うもので、改正内容といたしましては、「旧東かがわ市水道事業の給水区域」における料金を、1ページから2ページにかけての表のとおり、一律10%引き上げるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

3ページを御覧下さい。

次に第2号議案、「香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」でございます。

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格について、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、必要な実務経験年数や学歴に係る規定を改めるほか、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者に関する規定を追加する等の改正を行うものでございます。

施行期日は、原則令和7年4月1日としており、水道事業の所管官庁移管に伴う改正については公布の日としております。

4ページをお開きください。

次に第3号議案、「香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。

地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用している同政令の条項を改めるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

次に5ページを御覧ください。

第4号議案「令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分」についてでございます。

まず、令和5年度の水道事業会計の決算の概要でございますが、1の業務量につきましては、前年度に比べ、給水戸数は微増、給水人口及び年間給水量は減少となっております。

有収率は約89%でほぼ同じとなっております。

6ページをお開き願います。

2の予算執行状況、(1)収益的収支についてでございますが、収支差引の決算額は、(b)列の一番下にありまして、税込みで17億円余の黒字となっております。

7ページを御覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、(b)列、上から6行目になりますが、127億円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、(c)列、同じく上から6行目、51億円余となっており、その財源につきましては、右下(注2)のとおり、3億7,000万円余を国庫補助金、16億1,000万円余を企業債、5,000万円余を出資金等、31億4,000万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、(b)列の一番下でございますが、104億円余の収支不足となっており、左下(注1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9億3,000万円余、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金17億9,000万円余、損益勘定留保資金77億4,000万円余で補てんすることとしております。

8ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績でございます。

総費用は205億9,100万円、総収益は214億3,800万円で、当年度純利益として8億4,700万円を確保しておりますが、営業収支では、営業費用197億2,000万円に対し、営業収益が192億6,500万円。※のとおり、費用が収益を4億5,500万円上回っており、昨年度に引き続き、営業損失が発生いたしました。

9ページを御覧ください。

(2)財政状態でございます。

資産総額は、2,591億7,600万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は653億7,600万円、資本は1,530億8,300万円となっております。

10ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金等の動き及び処分案でございます。

令和5年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、26億4,600万円となっており、中段太枠の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、9億500万円を減債積立金に、2億3,100万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、15億500万円を資

本金に組み入れることとしております。

また、下段の資本剰余金につきましては、令和5年度は、水道事業に使用していない土地を構成団体に譲渡したことに伴い、資本剰余金の減少が生じており、減少相当額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

11 ページを御覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和5年度は、業務活動により78億4,000万円余の増、投資活動により98億8,000万円余の減、財務活動により3億4,000万円余の増となり、期末残高は17億円余の減の285億6,000万円余となっております。

12 ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の新設、更新、浄水施設の更新等、施設整備にかかる事業費として、表の中段になりますが、令和5年度執行額は117億1,000万円余、翌年度繰越額は51億8,000万円余となっております。

13 ページを御覧ください。

7の構成団体からの繰入金の状況でございます。

令和5年度は、施設整備に充てた企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて7億9,000万円余を繰り入れております。

14 ページをお開き願います。

企業団では、区分経理満了時、令和9年度末に遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とするとの目標値を掲げております。

毎年度末の目標値ではございませんが、令和5年度末の企業団全体での実績値は、企業債残高の比率が2.76倍、内部留保資金の比率が1.15倍となっております。

なお、事業体ごとの決算につきましては、24ページの「令和5年度決算参考資料」を御覧ください。

24 ページをお開きいただきたいと思っております。

24 ページと25 ページは、令和5年度末の実績値でございますが、そのうち目標指標につきましては、最下段指標欄に記載のとおりでございます。企業債残高につきましては、3事

業体、24 ページの東かがわ、25 ページの丸亀、多度津が給水収益の 3.5 倍を上回っており、内部留保資金については、2 事業体、24 ページのさぬき、25 ページの琴平が給水収益の 0.5 倍を下回っている状況になっております。

以上が、水道事業会計の決算の概要等でございます。

続きまして、15 ページにお戻り願います。

第 5 号議案「令和 5 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてでございます。

1 の業務量につきましては、令和 5 年度の給水事業所数は、前年度と同じ 41 事業所となっており、年間有収水量も 2,028 万立方メートル余と、前年度とほぼ同じとなっております。

16 ページをお開き願います。

2 の予算執行状況、(1)収益的収支でございます。

収支差引の決算額は、(b) 列の一番下でございますが、税込み 1 億 9,400 万円余の黒字となっております。

17 ページを御覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、(b) 列上から 6 行目になりますが、2 億 7,100 万円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、(c) 列、同じく上から 6 行目、2,700 万円余となっており、その財源につきましては、右下(注 2)のとおり、全額、自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、(b) 列の一番下でございますが、3 億 7,500 万円余の収支不足となっており、左下(注 1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,300 万円余、減債積立金、建設改良積立金及び他団体借入金償還積立金 1 億 6,100 万円余、損益勘定留保資金 1 億 9,000 万円余で補てんすることとしております。

18 ページをお開き願います。

3 の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績であります。

総費用は 5 億 6,200 万円、総収益は 7 億 3,300 万円で、当年度純利益は 1 億 7,100 万円となっております。

19 ページを御覧ください。

(2)の財政状態でございます。

資産総額は 98 億円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 22 億 5,700 万円、資本は 67 億

1,200万円となっております。

20ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。

令和5年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、3億3,300万円となっており、表下段の処分案のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、5,700万円を減債積立金に、6,500万円を建設改良積立金に、5,000万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1億6,100万円を資本金に組み入れることとしております。

21ページを御覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和5年度は、業務活動により4億9,700万円の増、投資活動により2億2,900万円の減、財務活動により1億1,900万円の減となり、期末残高は1億4,900万円の増の20億2,600万円となっております。

22ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の更新などにかかる事業費として、3行目になりますが、令和5年度執行額は2億5,700万円、翌年度繰越額は2,800万円となっております。

以上が、工業用水道事業会計の決算の概要等でございます。

予算外議案については以上でございます。続いて、報告事項について御説明させていただきます。

ちょっと飛びますけど、29ページをお開きいただけたらと思います。

29ページでございます。

まず、水道事業会計予算の繰越しについてでございます。

水道事業会計の営業費用につきましては、4,500万円を翌年度に繰り越すこととしております。

このうち、総係費の2,300万円は、アセットマネジメント計画策定に係る委託料でございます。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との委託内容の調整等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

30 ページをお開きください。

建設改良費でございますが、上の表のとおり 51 億 4,500 万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容といたしましては、(注) のとおり管路施設整備が 25 億 7,300 万円、浄水場・ポンプ場・配水池等施設整備が 13 億 9,500 万円、電気・機械設備整備が 10 億 2,100 万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、下段は、いわゆる事故繰越として、4,400 万円を繰り越すもので、電気・機械整備において、資材の調達に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

31 ページを御覧ください。

次に、工業用水道事業会計予算の繰越しでございますが、一番上の段のとおり、営業費用につきましては、300 万円を翌年度に繰り越すこととしております。

これは、事業計画の見直し等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことによるものでございます。

建設改良費につきましては、中段のとおり、1,500 万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容といたしましては、(注) のとおり電気・機械設備整備が 800 万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、一番下の段は、いわゆる事故繰越として、1,300 万円を繰り越すもので、設計業務委託において、関係機関との調整に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

32 ページをお開きください。

資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

33 ページを御覧ください。

債権の放棄についてでございます。

香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、水道料金債権 1,300 万



円余、給水装置修繕工事代金債権 5 万円余を、令和 6 年 3 月 31 日に放棄したものでございます。

なお、放棄した理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したもののほか、債務者の死亡や破産等にかかるものでございます。

報告事項については、以上でございます。

以上、提案いたしました議案等につきまして、その要旨を御説明いたしました。

議員の皆様方におかれましては、御審議のうえよろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、水道料金統一化に向けた取り組みについて、説明いたします。

資料 1 「水道料金統一に向けた取り組みについて」を御覧ください。

A 4 の一枚、両面の資料でございます。

企業団では、令和 10 年度からの水道料金統一に向け、昨年度、有識者で構成される「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」を設置し、「統一料金のあり方」について検討を開始するなど、具体的な取り組みを進めておりますが、「1 スケジュール」にございますとおり、今年度審議会において、統一料金の基本方針案を策定することとしております。

今年度の具体的な進め方については、「2 今年度のスケジュール」のとおり考えており、6 月に開催した第 3 回審議会では、基本方針案に掲げる予定の 10 項目のうち、基本的な項目である 5 項目については、審議会としての方針を決定いたしました。

また、資料のとおり、政策的な観点から慎重に検討する必要があると思われる 5 項目については、審議会各委員から御意見をいただいたところでございます。

なお、今月 2 日に開催いたしました、第 4 回審議会については、基本方針案に関する審議ではなく、審議会会長からの御要望もあり、企業団の水道施設の老朽化・耐震化の現状と今後の施設整備の基本方針について、御説明させていただいております。

基本方針案については、下段の（2）にありますとおり、12 月に開催予定の第 5 回審議会において、残された 5 項目について審議会としての方針を決定し、令和 7 年 3 月に開催予定の第 6 回審議会では、既に審議会としての方針を決定している 5 項目と合わせ、基本方針案として取りまとめてまいりたいと考えております。

裏面を御覧いただきたいと思っております。

裏面の「3 統一料金の基本方針（案）について」を御覧ください。

これまでに審議会としての方針を決定した 5 項目については、その内容について記載して

おります。

今後方針を決定する予定の5項目については、審議会委員の意見と合わせて太字のとおり、その意見を踏まえた企業団の考え方について整理しております。

なお、この企業団の考え方につきましては、各市町長に御説明させていただき、御意見をお伺いしているところであり、今後、あらためて整理した上で、審議会に諮ることとしております。

なお、審議会の議論の状況につきましては、随時、御報告をさせていただきます。

以上が、水道料金統一に向けた取り組みについてでございます。

議員の皆様方におかれましては、企業団の業務運営に、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 以上で、提案理由等の説明を終わります。

続きまして、代表監査委員から決算審査及び資金不足比率の審査について、概要説明があります。

石垣代表監査委員。

(代表監査委員石垣佳邦君登壇)

**○代表監査委員（石垣佳邦君）** 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計決算等について審査を行いましたので、その結果につきまして御説明申し上げます。

資料は、「令和5年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」、「令和5年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」の2分冊になっております。

まず、お手元の「令和5年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」の1ページをお開きください。

決算審査に当たりましては、第1の3「審査の方法」にありますように、決算関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行等が合理的かつ効率的に行われたかどうかを主眼とし、決算書、関係諸帳簿等を照合するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果も参考にし、多角的な視点から審査を行いました。

第2の1「審査の結果」に記載のとおり、決算書、関係諸帳簿等は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、計数は正確であり、当年度における経営成績及び当年度

末の財政状態を適正に表示していると認められました。

また、予算の執行及び事業の管理に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って適正に行われ、事業体によってバラつきはありますが、企業団全体でみた場合、おおむね財政の健全かつ円滑な運営が確保されていると認められました。

続いて、「令和5年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」をお開きください。

水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足率につきましては、中段の「第4 審査の結果及び意見」に記載のとおり、いずれも資金不足の状況にはなっていないことを確認しております。

以上をもちまして、令和5年度の決算審査などの概要説明を終えさせていただきます。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 以上で、決算審査等の概要説明を終わります。

次に、日程第10、議案第1号から議案第5号までを議題とし、議案に関する質疑並びに日程第11、企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告のありました氏家孝志君の発言を許可いたします。

氏家孝志君。

(氏家孝志君登壇)

**○氏家孝志君** 議長の許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

企業団では、毎年、水道管路の更新工事をはじめ、多くの工事を発注していますが、ここでは工事で使用される資材の品質の確保についてお伺いいたします。

企業団設立以前、市町単位で水道事業が行われていた当時につきましても、もちろん各市町が定める工事仕様書に基づき、適切な資材を用いて工事がなされていたと思いますが、市町間でバラツキがあったことも事実であり、そうした点も踏まえ、企業団設立後は、企業団統一の工事仕様書を定め、一定の基準を満たした資材を用いて工事を施工していると承知をいたしております。

以前、大阪市の水道工事において、水道管取替工事の埋戻し材に仕様と異なる材料が用いられたことが大きな問題になったことがあります。当時の報道によりますと、「工事で道路を掘削した後、指定された資材を埋め戻したと伝票上で偽り、実際には安価な材料で埋め戻

す不正が横行していた」とのことでありました。

幸い、道路に大きな影響は発生していないようですが、これは、市民の信頼を大きく損なう行為であったと断言ができます。

これまで、県内では、こうした大きな問題は発生していないようですが、近年、労務費や資材費が非常に高騰しており、事業者の経営に与える影響も無視できない状況となっていることを考えますと、今後、同じような状況が発生しないとも限らず、仮に、工事で不適切な材料が用いられたとなれば、工事の安全性だけでなく、企業団に対する信頼性も損なわれることとなります。

そこで、企業団としては、資材の品質の確保、なかでも、大阪市で問題となった埋戻し材の品質の確保、具体的には、管巻き材の品質の統一にどのように取り組まれているのか。

また、設計単価より安価な砕石ダストを使用している施工業者が多数見受けられ、その中には、流通過程で試験成績表と異なる資材が使用され、偽装の試験成績表が使用されている場合もあるという情報があるようですが、このような業者を放置していると道路の陥没や断水という重大な事態を引き起こす可能性も否定できないのではないかと考えております。

従いまして、この際、行政により、立入検査の実施を含め、悪質な施工業者の洗い出しを行う必要があるのではないかと考えますが、企業長の見解をお伺いいたします。

また、企業団では、地元事業者育成の観点から、県内製品の使用促進に取り組まれています。品質の確保を図るうえでも、生産過程が目に見える資材を使用することは有益であり、こうした観点からも、県内製品の優先的な使用にも、是非、積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、現時点においてどのような状況となっているのか、あわせてお伺いし、質問を終えさせていただきます。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

**○企業長（池田豊人君）** 氏家議員の御質問にお答えいたします。

水道工事で使用する資材の品質の確保についての御質問がございました。

水道工事に使用する資材について、企業団では、「水道工事共通仕様書」におきまして、具体的に品質基準を定め、事業者にはその遵守を求めており、お尋ねの管巻き材につきまして

も、施工前に、企業団の承認を得ることとしております。

正確を期すため、今年度からは、公的試験所等が実施した試験報告書の提出を求め、品質を確保することとしております。

これまでに提出された材料承認願いについては、いずれも試験報告書により、企業団が求める品質基準を満たしていることを確認しております。

加えて、今後は、御指摘のような不適切な行為がなされないことがないように、施工現場における、搬入された管巻き材の品質のチェックや、竣工検査時の納品書の確認などにより、承認した材料と同じ材料が確実に使用されていることを確認していくこととしておるところであります。

なお、企業団が発注する工事の設計単価は品質基準を満たす資材が適切に使用されることを前提としており、基準を満たさない安価な資材の使用が明らかになった場合はもちろんのこと、そうした情報が寄せられた場合は、臨時の立入検査の実施や関係者からのヒアリングを行うなど実態把握に努め、不適切な行為が認められた場合には、企業団の規程などに沿って厳正に対処してまいります。

また、県内製品の使用につきましては、工事請負契約約款で、工事材料の使用に当たっては、県内製品を優先的に選択するよう努力義務を課すとともに、特記仕様書において、県内品と県外品の区分を明らかにし、県外品を使用する場合は理由書を提出することを求めています。

今年度のこれまでの実績としては、島しょ部や県境での工事で、地理的状況から県外品を使用した事例など、やむを得ない場合を除いては、県内製品で施工がなされていることを確認しており、引き続き、県外品の使用を安易に認めることがないように、運用を徹底してまいります。

資材の品質の確保は、工事の安全性の担保はもちろんのこと、企業団に対する信頼性の確保にもつながるものであり、企業団といたしましては、県内製品の利用促進も含め、品質の確保には万全を期してまいりたいと考えております。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 質疑・質問を続行いたします。

通告のありました内田俊英君の発言を許可いたします。

内田俊英君。

(内田俊英君登壇)

**○内田俊英君** 先程、企業長さんからも概略の説明がございましたけれども、通告に従いまして、私のほうから2題質問をさせていただきます。

能登地域から学ぶ本県の水道インフラの強靱化ということで伺いたいと思います。

5月に、東京で珠洲市長の地震体験をお聞きしました。

電気やガスは御家庭に到達すれば消費をし、それで終わりであります。水だけは使用後の処理までが考慮されねばならず、下水、排水機能が失われればたとえ上水道が復旧しても使用がままならない、という話に、あらためて水道施設というものの特質を認識いたしました。

物資の配給で、ウェットティッシュは届きますけれども、毎日泥にまみれての作業で、爪に入った泥を洗い流す術がなく、だれもが爪を真っ黒にしていた、との話に胸がふさがりました。

さて本県の水道事業も県企業団による効率的な運営を理念として、完全一体化に向けてさまざまな調整も進んでおります。

一方で、これまでの市町に存在している水道インフラの個別の老朽化対応の課題が、このたびの能登地震によってあらためて心配されていると思います。

地震のショックも癒えない9月、今度は半島北部が豪雨に見舞われ、住民の皆さんは筆舌に尽くしがたい苦難に直面しておられます。

10月1日付けの四国新聞では、「水管橋や送水管の損壊、浄水場への土砂流入、ポンプ施設停止などが相次ぎ発生」とあります。報道を目にした香川県民も、我が香川は大丈夫なのかと、どなたもが不安を抱いていることと思います。

そこでお尋ねをいたします。

地震発生に対し、どの程度の地震に県下の水道インフラは耐えられるものと想定をされているのか。

特に現在の状況で心配される施設や地域があるのか。

能登半島地震を受け、改めて企業団として新たに策定した方針や取り組む事業があるのか。

企業団も広報紙を発行しておられますけれども、頻発する災害に対して、県民への広報や問い合わせへの対応を強化をする必要があると思いますけれども、お考えをお示しいただきたいと思います。

同じ10月1日付けの四国新聞で、「水道耐震化率 公表へ」との記事がありました。

2022年のデータで、全国の主要な水道管の耐震化率は42.3%、香川は37.9%とありました。

本文には、「国交省は住民らに現状を把握してもらい、料金見直しや耐震化の機運が高まることを期待している」とありました。

同時に「事業者には経営改善を求めていく」ともありました。

これらの記事内容を、香川の水道にあてはめるとどのようなことになるのか、なるべく具体的にお示しをいただきたいと思います。

2点目に、耐震化に伴う工事発注の実情について伺います。

企業団への移行によりまして、香川県では他の県にない課題もあると思います。

各市町の持つ水道インフラの規模、必要経費、水道料金も今まちまちであり、その中で、必要な工事発注のニーズもそれぞれの事情を抱えております。

前半でお尋ねした、各市町の異なる事情を反映させて、県企業団として優先順位を設定し、県企業団のリードの下で耐震化の工事発注が進んでいくものなのか、それとも現状では、各市町の費用負担の下に工事発注が行われるというルールなのかをまず伺います。

いわゆる県本部発注と各ブロックが発注するものがあり、それぞれの近年の発注実績も承知しておりますが、その概要をここで改めて示していただき、ここからどういう傾向や課題が見出せるのかを伺います。

心配するのは、県一本化になるまで各市町からの発注は様子見をしておこう、といったような思惑が働いてはいないのか。

これについて企業団と各市町とは連携や協議が行われているのか。

さらにその過程で、耐震化の遅れているエリア、また、島しょ部といった個別の事情で、県下一律には扱えないものもあることで、すっきりとしたルール立てができていないこともあるのかという点でございます。

私の経験ですが、丸亀市は2市3町の広域行政の中におりますが、市議会で一般質問をすると「それは広域で聴いてくれ」、広域で質問しますと「それは市議会で尋ねてくれ」と言われたこともありました。

ここではそのようなことではなく、県企業団として明解なお答えを賜りたいと思います。

県水道企業団に完全一本化されるまでの工事発注につきまして、「地域精通度」との評価基準が設けられていて、基本的には、他市町への工事受注は難しいとのルールになっています。

これにも一定の合理性があるとは思いますが、その妥当性、精通度の点数配分の妥当性について、現時点での企業団としての認識をお示しいただき、これは構成団体の各市町からは

支持されているものなのかを伺います。

工事発注の事業者の皆様からは、工事の受注が激減をしており、事業の存続も難しいとの声をお聞きします。

漏水を発見する技能からインフラの将来を見通す展望まで、水道の専門家が減ることで、今後の暮らしの安全安心への不安が尽きません。

これらをどう捉えたらよいか、当局のお考えをお聞きいたします。

よろしく願いいたします。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

**○企業長（池田豊人君）** 内田議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道インフラの強靱化に関する御質問がございました。

水道施設の耐震性能は、新たに施設整備を行う場合は、日本水道協会が策定した水道施設耐震工法指針に規定されており、具体的には、施設の重要度により求められる性能は異なりますけれども、例えば基幹管路などの重要な水道施設については、施設設置位置において想定される最大級の地震動に対し、機能に重大な影響を及ぼさず、損傷が軽微であることが求められているところであります。

一方、企業団が現在所管する水道施設の耐震整備につきましては、県が平成26年6月に公表した、南海トラフを震源とする最大クラスの地震が発生した場合の被害想定におきましては、震度の分布と管路延長、供給人口などから、発災直後には、県内全域において、約76万人が水道施設を使用できないことが想定されており、企業団では、指針に基づき、県内全域において、施設の耐震化を進めているところでございます。

こうしたなか、今年1月に発生した能登半島地震では、水道のライフラインとしての必要性、重要性が再認識されたところであり、現在、企業団では、令和9年度までの施設整備計画の見直しを行っております。

基幹管路の耐震化率が全国平均を下回っているという現状を踏まえ、基幹管路の耐震化に、これまで以上に重点的に取り組む方向で検討を進めているところでございます。

また、県民への広報につきましては、これまでも広報誌やホームページにおいて、非常時



を想定した備蓄についての広報を行っております。

一方、断水時の行動などにつきましては、必ずしも十分な広報とはなっておらず、実際の行動に結び付いていないという課題があることを承知しておりまして、災害が頻発化するなか、実効性を伴う広報などになるよう、県や市町とも連携しながら検討していかねばならない大きな流れであると考えております。

また、令和4年度の企業団の料金回収率は102.3%となっているものの、基幹管路の耐震適合率は37.9%と全国平均を下回っており、企業団では、令和10年度からの統一料金のあり方について、昨年度から、有識者で構成される水道事業等審議会において議論を行っておりますが、料金水準の設定に当たりましては、今後、このような状況も踏まえて検討していただくことになるものと考えております。

将来にわたる安全で安心な水道水の安定的な供給は企業団の使命であり、企業団としては、地震が発生した場合においても、水道施設の被害が最小となるよう、今後とも、水道インフラの強靱化に、鋭意、取り組んでまいります。

次に、工事発注の実情に関する御質問がございました。

企業団では、企業団設立前の構成団体の首長が合意した基本計画に基づき、施設整備事業を実施しておりますが、令和9年度までは旧水道事業体ごとの区分経理を行っており、また、必要な財源が不足する場合は、構成団体からの繰出しもお願いしていることもあり、毎年度の具体的な工事発注は、各市町と協議しながら、企業団で実施をしているところでございます。

施設整備のうち、広域化に伴う管路の新設や施設の統廃合などを行う広域水道施設整備は企業団本部で発注する一方、管路や施設の更新・耐震化を行う経年施設更新整備は各ブロック統括センターで発注しておりまして、これまでのところ、特段の課題は生じていないと認識をしております。

なお、事業の優先度などにつきましては、企業団本部において、老朽化の程度や地域における重要性などを踏まえて判断をしておるところであり、今後ともこのような方針で進めてまいりたいと思っております。

また、企業団では、地元事業者育成の観点から、一般競争入札の総合評価において、「地域精通度」の項目を設け、工事場所がある市町に本社がある事業者を評価しておりますが、水道施設工事のうち、各ブロック統括センターが契約した管路工事の地元事業者の受注率は、毎年90%台後半で推移をしていることから、制度としては一定の成果が得られているものと

捉えており、各市町の御理解も得られているものと認識をしております。

議員御懸念のとおり、地域の水道事業を担う水道事業者につきましては、その役割は大きく、災害や漏水事故などの緊急時には、地域の事情に精通した水道事業者の協力が不可欠であると認識しており、企業団といたしましては、その確保・育成に向け、水道事業者が事業を継続できるよう、計画的な事業執行に努めてまいります。

(降壇)

---

**○議長（大山一郎君）** 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑・質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑・質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（大山一郎君）** 御異議なしと認め、これをもって、質疑・質問を終局いたします。

---

**○議長（大山一郎君）** 日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（大山一郎君）** 起立多数、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**○議長（大山一郎君）** 次に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（大山一郎君）** 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**○議長（大山一郎君）** 次に、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長(大山一郎君) 次に、議案第4号を原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり認定、可決することに決定をいたしました。

---

○議長(大山一郎君) 次に、議案第5号を原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり認定、可決することに決定をいたしました。

---

○議長(大山一郎君) 以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。

御一礼願います。

(互礼)

○議長(大山一郎君) 御着席ください。

これをもって、今期議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午後 15 時 37 分閉議・閉会

---

会議録署名議員

議 長 大山 一郎

議 員 大西 智

議 員 渡邊 堅次

議 員 渡辺 信枝

